

庭支援センターを設置することが望ましい。ちなみに三光塾でも、地域に児童相談所があり、24時間電話相談（年間1100件以上）も既にしており、またファミリーソーシャルワーカーやセラピストを配置しているので、現在の状況でも設置できると考えている。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

今まで社会的養護の拠点がなかった地域には、児童家庭支援センターに一時保護機能や地域小規模児童養護施設の機能を加えた小さなセンターを配置していくことができればと思う。さらに地域子育て支援センターを付置すればケアワークが充実できる。また、民生・児童委員や主任児童委員などの拠点となる場所がない。児童家庭支援センターに地域の活動拠点としての機能も期待される。

当園の児童家庭支援センターでは、児童相談所や別府市からの委託により、相談来所者へのセラピーも実施している。また、親支援のスペシャルケアというプログラムにも取り組んでおり、一定の成果を上げている。最初は不登校・引きこもりの児童の保護者の会として発足した。親の会を通して、日常のやりとりで相談が始まったり、他の地域での取り組みを支援したりしている。親の支援を通して子どもを支え、虐待や暴力の連鎖を防ぎたいと考えている。しかし実際には課題も多く批判を受けることもある。当支援センターに来所した性的虐待のケースであるが、その後の児童相談所との関わりの中で、結局虐待者である父親の元に戻ってしまったというケースがあった。そういうお粗末な実態がある。児童養護の世界も男性中心だが、女性の視点も大切である。性的虐待への対応は非常に難しい。一緒に生活して初めて気づくことも多い。

次世代育成の数値目標の中に児童家庭支援センターの設置も含めてもらえたらと考えているが、十分に機能していない児童家庭支援センターも多いと聞く。本体施設である児童養護施設も力を入れて、相談体制を確立していかないといけない。

- ・児童養護施設を小規模化して、深刻な生活上の課題をかかえている子どものケアの質を高めていくこと。
- ・その子どもたちの家族のライフヒストリーを熟知し、ファミリーソーシャルワークを進めていくことで世代間連鎖の問題を薄めていくことができる。
- ・その力を積み重ねていくことで、地域から信頼され、社会的養護のグレーゾーンとなっている地域の在宅支援ができていくことになるのではないか。
- ・センターがこれらの拠点として、本体施設と地域の子育て支援のソーシャルワークの推進役をしていく。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

現在、多くの児童家庭支援センターが相談と育児セミナーの開催などといった部分でしか機能していないと思われる。施設に設置されていることを活かした役割をどのように果たすかが今後の課題である。また、すべての施設に児童家庭支援センターを設置し、相談窓口の数を多くする。それぞれの施設種別に応じた支援を行うことで、地域子育て支援センターとは別の役割が担えると考え

ている。職員の配置基準についてはさらなる整備が望まれる。

30) 岩佐嘉彦（弁護士）

厚生労働省が考えているのは、電話相談をし、地域とのつながりをもっている窓口を増やそうということであろう。ある児童福祉施設の長は、「民間として生き残っていくためには、施設としての特色をださなくてはならない」と言って、子育て不安に対する電話相談などに積極的に取り組んでいる。

施設自体が外に開かれているということはいいことだが、児童相談所の状態が良くないから、施設が相談業務をするということは筋が違うのではないかと思う。施設としても、本来の機能を十分果たせるような機能強化が必要だと思う。

31) 峯本耕治（弁護士）

家庭支援のサービスとしては、小規模な地区単位で存在している必要がある。現在市町村の行政は様々な子育て支援サービスを提供しているが、多くの市町村では、それが縦割りになっているために無駄が多かったり、効率的に利用されていなかったりしている。現在、様々な課に分かれて行われている支援サービスを統一的にコーディネートすることによって効率的なサービスにする必要がある。またそれを市町村全体で一つのセンターで提供するというのではなく、できる限り地区単位で提供していけるようにする必要もあると思われる。

7. 児童相談所のバックアップ機能としての児童福祉審議会について

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

児童福祉審議会は児童相談所のバックアップをするものではないと思う。児童福祉審議会は、児童相談所が独走して子どもや家庭の権利を侵さないように、あるいは大事なことを見逃さないように、必要な意見を言うものであり、個別の虐待ケース等について意見を言ったりバックアップする場合は、別の協議会を設けるべきである。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

児童福祉審議会は、本当に機能すれば、本来地域福祉の核である。しかし、現実には、御用組合的な状況であるとの指摘も多い。審議会が本当の意味での機能を発揮するためには、当審議会委員の人も重要となる。当該審議会が機能するかどうかで、地方自治体における児童福祉のレベルが決まってくると考えている。機能が発揮できるように、市長等の意識を高める必要がある。審議会は飾り的で、御用組合的で、儀式的であるという指摘を受ける状況を、脱皮できるようなあり方を

模索しないといけない。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

児童福祉審議会は、今のままだもよいのかもしれないが、審議会が児童相談所のバックアップ機能を果たすのであれば、もう一つの機関である運営適正化委員会の権利擁護機能をもっと活性化しないといけない。つまり、保護者は運営適正化委員会の苦情解決部会に参加する。（児童福祉審議会は保護者が参加できない。というのも、ここに保護者を参加させる調整機関を持つてしまうと、運営適正化委員会の苦情解決部会との住み分けが出来なくなってしまうからである）児童福祉審議会は保護者なしにバックアップ機関としてやっていく。運営適正化委員会の苦情解決部会をもう少し活性化させていくということが必要だと思う。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

児童福祉審議会は私自身は出ていないので分からないけれども、漏れ聞く話によると、年に3回など、そんなに多く開かれているわけではないようである。

都道府県によって、月1回やっている所もあるが、実際に事後報告みたいなことで終わっているとか、1ケースについて2時間ぐらいかかるのに、会議そのものが2時間くらいしかないため1ケースの検討しかできない等で、十分に審議が尽くせるような機能をしているかどうかについては疑問が残る。

第三者機関のような形で立ち上げるのであるなら、もっと動きやすい機関にすることが今後の課題となる。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

児童福祉審議会をどの程度活用しているのか把握していない。審議会が関与したというケースはそんなに聞いていない。今後そのような方向性で活動していけるのかどうか疑問である。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

児童福祉審議会が活動しているところもあるが、していないところもあるのが現状である。当然のことであるが、児童相談所の支えになるものとして、それをバックアップする必要がある。

児童福祉審議会は、パーマネンシーの理念のもとに、子どもに安定した場所を提供することができるようになる必要がある。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

これは1997年法改正では鳴り物入りで設けられたけれどもこの頃の児童相談所の現場ではほとんど話題にならなかった。当時審議会の制度が発足した時点で、私はこの制度はうまくいかないと言っていた。

児童相談所の現場は日夜相談に対応していて、その都度判断を迫られている。そうした中で10日に1回などの頻度、まして1ヶ月に1回なんて回数で審議会が開かれても仕事が回らない。せめて審議会を毎週1回開いてくれるならまだいいかもしれないが。このタイムラグが一つ大きな問題である。

そして、審議会は専門職が置かれているというが、本来児童相談所というところは専門職員が置かれているはずである。審議会の判断を仰がなければ専門的な判断ができないというのであれば、これは児童相談所としては大変な事態だから、弁護士や医者等を置くなど、児童相談所の専門性の確保こそが第一である。児童相談所は今後、市町村を指導するというようなことを求められているのに、その児童相談所が児童福祉審議会から指導を受けているというのではいけないのではないだろうか。児童相談所がきちんと専門性を確保しているからこそ、市町村の後方支援・バックアップができると私は思っている。

そういう意味では97年の法改正と今回の法改正は矛盾している。前は「児童相談所の専門性が低いから」といって審議会がバックアップに付けられたのに、今回は「市町村は専門性が低いから児童相談所に」となっている。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

児童福祉審議会は、児童相談所が勝手なことをする、子どもを簡単に措置してしまう、というような児童相談所そのものに対する第三者機関、行政へのチェック機関であるはずだ。しかし結局、既存の制度の中で児童相談所が判断に困るようなときにバックアップする機関はないかを見たとき、審議会があるのではないかということになった。現存していて、機能していないというところに注目された経緯がある。現行では、審議会が形骸化しているところもあり、自治体によって全然違うのが実態である。一定のメンバーシップ等を統一して決めることが可能なところは、決めなければならない。

休眠状態の審議会を活性化するのはいいが、児童相談所を監視するような役割を果たせるのだろうか。実質的な支援機能になっているところはいいい形とも言えるが、本来は児童福祉審議会は第三者による審議機関である。イギリスでは国家ケア基準委員会という常設のスタッフを雇って、各省庁から独立して税金でまかなっている状態で、日本とは違う。行政機関でも民間機関でも里親でも施設でも同じように監査している。このようなきちんとした第三者機関機能が本来は必要である。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

自治体間でばらつきがある。大阪市、神奈川県、横浜市などはしっかりと機能しているが、同じ行政機関でなぜ違いが生じてくるのか。結局は専門性、専門領域に対する意識の違いが問題である。たとえば施設内虐待の調査にしても、熱心なところは第三者に入ってもらい権限を付与した形できちっと調査を行うが、一方、行政職員が一日調査して何もなくて済ます自治体もある。つまり結論から言うと、専門領域についてきちっと認識しているかどうかによるのである。そこを整理してお

かないと制度をいくら作っても意味がない。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

東京都と神奈川県の実験でいくと、28条の申立をしたいと思うがどう思いますかという諮問が多い。神奈川県は児童福祉審議会レベルでやるのは大変なので特別部会を作ってそこで前捌きをして、児童福祉審議会にあがってくる。本当にバックアップを考えるのであれば月1回くらいのペースが必要である。いろいろな児童福祉審議会のやり方があるのではないか。

処遇困難ケースでも児童福祉審議会が貢献できる部分はあると思う。児童福祉審議会には優良図書指定等も行っているから、必ずしも専門的な助言が出来る人ばかりで構成されているわけではない。多くの自治体がそうであると思うが、児童福祉審議会の中に、1つ専門の部会を立ち上げて児童福祉審議会の委員と専門委員がいる形で機能的に動けるような組織が作れないと、バックアップはしにくい。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

97年のときの法改正はあまりうまくいっていないのではないかと。児童福祉審議会に意見を聞いてよかったという話はあまり聞かない。かといって悪いというのもしないから、ほとんど動いていないのではないかと。バックアップ機能として児童福祉審議会を使うというのは、それは法改正としてやりやすかったからそうしたわけである。望むべくは親権を含めて家庭裁判所がきちっとやるのが望ましい。その線上に今の改正はあるのかなあと思う。

司法がしっかり介入できるようになれば、児童福祉審議会は必要になってくるかもしれないし、あるいは必要なくなるかもしれない。妥協策のような形でとりあえず盛り込んだので意味はあまりないのではないかと。児童相談所の透明性や客観性を持つようにするには児童福祉審議会では荷が重過ぎるのではないかと。児童相談所のチェック機能だけでなく、広く子どものオンブズマンやアドボカシー機能を期待するが、児童福祉審議会では難しいと思う。市民に対してもう少し開かれているということが必要であるし、第三者性もある程度必要となるであろう。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童福祉審議会は昔から、里親の認定などが仕事を中心であったが、児童福祉法改正によって措置審査部会を設けるようになった。親と対立したケース、児童相談所だけの判断では難しいケースを審議会で方向性を審議することになっている。

児童福祉審議会にはバックアップ機能とともに、決定機能も必要である。しかし、現在のニーズに見合った質の高い研修をする必要もある。また、28条の決定をする家庭裁判所との共同研究や調整も必要となろう。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

1997年児童福祉法改正により、審議会に諮る必要のある場合の規定が、児童福祉法施行令第32条でなされたが、現状では事後報告とならざるを得ない。なぜならば北海道では年4回の審議会しか開催しておらず、アクティブ・ケースに即座に対応できる状況ではないからである。むしろ審議会の存在が機関の動きを阻害しているように思うこともある。

ただし、北海道の場合、児童相談所長全員が審議会に出席し、措置等に関して説明する責任があるので、そうしたことにより所長の資質、児童相談所の処遇レベルが維持できている面もある。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

措置審査部会の委員は5人、精神科と小児科、法律家、心理、福祉のそれぞれの専門家である。率直に発言していただいております、違った角度から見てくれるので、処遇上では助かっている。

元々、児童福祉審議会の意見を聞こうというのは、児童相談所の処遇の客観性を担保することと、いろいろな専門家によるアドバイスを受けられるということ、また、悩んでいるケースで第三者に「OKです」と言われれば、心強いといった意味があるのではないかと。親の意見と児童相談所の意見が違う場合、審議会にかけなければならぬわけで、保護者に対して、「審議会の意見ですから」と言って説明し、納得してもらったこともあった。

措置審査部会については、法改正の議論の最中には、正直言うと少し懐疑的だった。児童相談所の専門性がないから審議会を作ってやるというのではなく、児童相談所の中に弁護士や精神科医を入れるなどして、きちんとすべきであるという意見もあった。この機関を権利擁護機関と位置づけるのであれば、ちゃんとオンブズパーソンみたいな人を置くべきであるという意見もあった。児童福祉審議会のような中途半端な機関ではなくて、専門家が児童相談所の職員として、児童相談所の中で議論ができて、処遇の力を高めるべきだということと、権利擁護のためには第三者の機関が必要であるという主張である。これは正論だと思う。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

児童相談所の援助の客観性、専門性を確保するためには児童相談所のバックアップ機能として児童福祉審議会が必要である。児童相談所だけで判断するのは危険である。権限の濫用に対して児童福祉審議会が一定の歯止めになり、いろいろな目でチェックしていくことが必要である。

はじめのうちは大変であっても回数を重ねるごとに機能していくようになる。前向きな児童相談所は児童福祉審議会を前向きにとらえているが、消極的にとらえている児童相談所は、児童福祉審議会の審議にかける件数は0に近くなる。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

現在の機能は児童相談所の方針と親・子の意向が入所措置に関して対立する場合には意見をきかなければならないのと、児童相談所長が必要と認めるものについて意見を聞くということになっているので、主に大阪府の場合は28条申立を検討している事例について意見をきいている。それ以外

は、重大な事案がおこったときに、その事例の対応経過を報告して意見を求めるということをしている。児童相談所のバックアップ機能としての審議会というところでは、すでに審議会の活動部隊として大阪府では危機介入援助チームというのを作っている。児童相談所が法的な対応をしたり、虐待の傷を診断してもらうため、委員に助言を得たり、見立てを行ってもらったりしている。平成12年から始まっており、そういったバックアップ機能を設置して、よく活用されている。対応を速やかにしたり適切な対応をしていく上で、児童相談所の専門性にはとても役立っている。

バックアップ機能以外の機能として大阪府で考えているのが、子どもの権利擁護システムである。虐待を中心とした子どもの権利擁護ということで、子どもからの相談を受ける電話相談があるのだが、そこで相談員が対応しているだけでなく、その中でもある程度セレクトして、危機介入援助チームの先生にも、子どもの代弁なり調整をしてもらう機能を付けようかと、今、検討している。それと、施設を利用している子どもが施設の中で権利侵害を受けないために、施設の処遇評価を行う仕組みを作る。第三者評価に近いものだが、そういった第三者的な視点を施設にも子どもの相談にも取り入れるということで、より子どもの権利擁護を膨らますことができないかということで、今作業をしているところである。これはバックアップというよりも審議会の活用という意味である。そういう委員にチームに入ってもらい、施設の評価や子どもの代弁機能を果たしてもらい、その活動の内容を審議会に報告する。こういう活動で、こういう対応をしました、こういう課題がありますという報告をして、そこでさらに意見をもらうため、審議会の機能を拡大することを考えている。本来、子どもの代弁機能であるとか施設の評価であるとかは、第三者機関が必要である。対応する機関からは独立していて利害関係のない純粋な第三者機関が本来は必要なのだが、なかなかそこがどういった機関なのか、現にあるのかどうかとなると難しい。審議会の活用というのは、第三者的な機関という位置づけで、少し距離をおくというところから、専門的に、第三者的に見てもらう、具体的な活動をしてもらうという機能として使っていきたいと思っている。

もうひとつは、岸和田事件の時は、外部委員による検討チームを立ち上げて、そこで事件の検証、対応策について意見をもらった。審議会を活用してそこで事例の検討をするなり、報告をするなり、意見をもらうということで、そこも第三者性の活用ということになる。今回、高石事件が起きて、外部委員によるチームは作らなかったもので、内部だけでの検証では不十分だということで審議会でも事例の対応経過を報告して委員から助言をもらい、それを参考にして後の対策にいかしていくことをすでにしている。夏の栃木県の小山市の同居人から虐待された男の子の事例も、審議会でも検証されたようである。そういう場として活用するのも大いにありうると思う。審議会の委員は各分野の人材から構成されているので、入所措置に関して意見の対立があった場合に審議するだけでなく、そういう活用も有効だと思われる。その場合は危機介入援助チームというのがあるし、これは多くの都道府県でバックアップの体制をとっているのだから、それを審議会にぶらさげるかどうかは、やり方が違うけれども、柔軟な活用をしていくのが望ましいと思われる。府の場合はいろいろな活用をしていこうとしている。審議会の委員も拡大していかななくてはならない。17年度から施設評価、子どもの代弁機能もいれて、それを審議会に報告していくということを考えている。

岸和田事件の後の緊急提言の中で児童相談所の虐待対応について組織管理、危機管理をどのように行っているか、それを審議会も活用して第三者的な視点で点検する組織の必要性がいわれた。近々モデル的に実施し、来年度からの実施方法を検討することになっている。

将来は、例えば死亡事件などの重大な事案が起こった場合、きちっと検証する必要がある。どのレベルであるかということもあるが。そういったことを審議会でも各都道府県が責任をもって検証を行うことにするというのもあってもよいと思う。今でも自主的にやっているところはあるが、努力義務のように規定していくことも可能かと思う。その度に、委員会を立ち上げるということももちろんあると思うが。外部委員を入れて事例の検証を行う自治体はそう多くない。内部での検証だけではなく第三者的な人がいる場で、より客観的に意見をもらうことも重要だと思うので、審議会の活用は有効であると思う。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

滋賀県の場合、児童福祉審議会を結構利用している。児童相談所に対して時に苦言もでてくるが、おおむねサポートタイプである。医師（小児科・精神科）、小学校長会代表、臨床心理士、ソーシャルワーク専門の大学教員、弁護士、あとは2つの児童相談所の所長がメンバーで、オブザーバーとして児童相談所職員も参加し、求められれば意見を述べる。

審議内容としては、かなり具体的な処遇方針について協議されている。例えば、家族に対して、児童相談所の判断とは別の専門家の判断として審議会の評価を伝え、それに対する親の意向を確認したりする。さらに審議された内容に沿って指導した結果を審議会に報告している。アドバイザー集団としてバックアップしてもらっている。

審議会は、「いる」「いない」論ではなく、活用方法の問題である。審議会に向けて資料を作ることで改めて考え直すことができ、委員の方々にディスカッションしてもらうことで、その意見を組み込んで児童相談所の考えが更に深まっていくものだと思う。

親にとって審議会の位置づけは、今は児童相談所側にあるように見えると思う。滋賀県では審議会は、「児童福祉審議会・措置審査部会」という名称である。児童相談所の措置に対する意見をいうのであるならば、当事者である親の意見も聞いて、客観的に第三者的に判断していくということも必要になってくるのかもしれない。審議会自体が独自の見立てをしてもらえるようになると、児童相談所の見立ての力も上がっていくのではないだろうか。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

審議会を活用するかどうかの問題である。大阪市は平成9年の法改正のとき、今後児童虐待ケースへの対応が多いと考えて、児童虐待に精通している委員を5名、児童相談所が選出し、審査部会のメンバーになっていただいた。形式的に意見を聴取するのではなく、ディスカッションする場所、ケース会議の場所として捉えている。学校教員なども参加する形で実施してきた。大切なのは形式ではなく内容である。目的をはっきり持って人材を集めるべきだ。ところが多くの自治体では本庁

が決めてくるので、肩書きは立派だが知識は乏しいメンバーになるというケースも多い。管理職だけ参加し、年に数回のところもある。役所は形式を重視するがその結果中身が乏しくなってしまう。本当に必要なのは中身であることを忘れてはいけない。形だけでは専門性は高まらない。組織として柔軟な発想、ノウハウを維持するにはどうすればいいのかという視点が必要である。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

現在2か月間隔ぐらいでの開催となっているが、月1回程は必要である。大阪府などでは、審議会に元児童相談所長、医師、弁護士、大学の教諭などが在籍しており、よいアドバイスがもらえている。

28条に際して、児童福祉審議会の存在の意義があり、意見を図ることが大切だと考える。28条に関して家庭裁判所は児童福祉審議会の意見を受けておれば、却下されることはない。28条では児童福祉審議会に意見を聴くことを前提にしてもよく、大いに活用すればよいと考える。開催数を増やし、かつ臨時にも開催できるようにすべきである。ただし意見は聴くが、判断は児童相談所長が行うべきである。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

平成9年の法改正で設置されたものであるが、有効に機能していると思う。ただ本当に諮問に対して答申するという形だけでなく、他の使われ方をしているものも多いのではないか。神奈川県などのように、権利擁護部会でオンブズパーソン的な役割を果たしているところもある。また職員の研修のような形でしているところもある。それはそれでいいと思う。児童福祉審議会は情報公開についてクローズもできる。特に個別事例を扱うときにはクローズした中で、きちんと専門的なことを議論するのは大切なことだと思う。

22) 上利久芳（聖家族の家・児童福祉施設関係者）

児童福祉審議会の審議内容をもっと公開していかないといけない。何を、どこで、どのように決定されているかを、家庭裁判所の判例集のように専門機関に公開されるような体制にしておかないといけない。

児童相談所のバックアップ機関なのか、お墨付きをもらうために児童相談所の逃げ場になっている場合もある。施設のことはやはり施設が最もわかっているので、施設の人も審議会に入って、いろいろ役割分担できることもある。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

児童福祉審議会を通しての入所ケースを聞いたことがない。あまり機能していないのではないか。専門家ではない人が審議会の中心になっている。一人ぐらい専門家がいないと話にならない。児童相談所のバックアップをすることは難しい。ただ形式的にやっているだけにしかみえない。厳しい

ようだがそれが現実と捉えている。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

児童福祉審議会が機能しているところがあるだろうかという疑問がある。審議会が親に治療命令を出すなどできないし、27・28条のあり方にもかかわってくる。また2年での見直しということについても、時間がかかりすぎていると考える。本来は裁判所（司法）の役目である。このため、結論が早く出るシステム、あるいは仮処分（一時保護委託ではなく）を早目に出すシステムが必要であると考えている。子どもの立場に立って、迅速に対応できるものでなければならない。

また、児童相談所は措置したら手を引いてしまうが、児童養護施設のバックアップ機能が必要ではないかと考えている。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

児童福祉審議会は、現状では機能しているとはいえない。最初から28条を使わなければならないのは明らかなのだが、下手に使えば逆恨みされるので審議会にまわす。審議会はそれに対する明確な答えを出さないで、時期が遅れて28条を使う。そんな構造になっているのではないか。メンバーについても、各界の長老みたいな人が入っているので、ケースのプロセスを見たうえで判断するということができない。要は児童相談所が、後から非難されないための審議会になっているように思える。

長いケースのプロセスに関わってくれる人たちの中から、審議会のメンバーが選ばれるということになれば、もうちょっと実効性のあるものになると思う。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

大分県の児童福祉審議会は、設置当初は委員の人選も適切でなかったため、児童養護施設として知事との懇談会で直接訴えるなど、改善を求めた経緯がある。専門部長を務めていたときは年に4回開催していたが、現状では年1～2回、事後報告という形が多く形骸化してしまっている。実際に大変な数を抱えているのにカンファレンスする時間はないということだろう。施設と児童相談所の間で意見の食い違いが起きたときも、県に審議会にかけてほしいと訴えたことがあるが、施設に入所している児童のカンファレンスは実現していない。

委員は、人権派の弁護士や、児童福祉分野に詳しい小児科医、臨床心理士、県養協の会長で構成されているが、児童養護施設の関係者が入っているのには問題があると感じている。オブザーバーとして参加するのが理想ではないだろうか。現状では十分機能していると言いがたい。

- ・児童相談所のバックアップは、真の意味で専門性のある専門家集団を構成して、事例検討とスーパービジョンを必ず受けられるシステムにする。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

児童相談所をバックアップする体制は必要である。専門的で難度の高いケースを取り扱う職員を支えるためにも、学識経験者、弁護士、施設の代表など児童福祉の専門家が客観的にケースを見ていくことは非常に有効である。

30) 岩佐嘉彦（弁護士）

知っている限りでは、ほとんどの自治体で十分機能していないと思う。そんな中であって、大阪市はかなり機能している。問題点は、重い虐待ケースを審議していると思うのだが、みんなケースを担当したことがないので、やったことのない人がスーパーバイズするのは難しい。法律家も医師も、自分の領域だけのことならアドバイスすることができる。しかし、もう少しつつこんだアドバイスは難しい。そのため、助言も抽象的なものになってしまう。ノウハウをためないままに、とりあえず審議会をつくったツケのような気がする。審議会を育てていく必要がある。

従来、審議会は「えらい」というイメージであり、すでに内部的に結論を決めてから、審議会で審議してもらう（お墨付きをもらう）というスタイルをとっていた行政も多い。審議会がうまくいかないという背景には、そういう面もあると思う。大阪市の審議会の場合はそういう使い方をしていない。施設と児童相談所がもめているケースなどもでてくる。

審議会といっても、それぞれがそれなりに意見をもって話し合わないと思う。また、審議会にケースの関係者の出席も得て、会議をすすめる必要がある。

31) 峯本耕治（弁護士）

位置づけが非常に曖昧だが、使われ方としては、はっきりしている。児童相談所の判断にお墨付きを与えるという機能を中心に、一定の役割を果たしている。しかし実際に機能しているところは限られているので、大阪市のような、よい取り組みをしているところを紹介していくことが必要だろう。それでも現行の制度の活用としては精一杯で、処遇の決定プロセスの面からいうと、新たな仕組みを取り入れる必要がある。

イギリスにおいては、2000年以降、子どものケアサービスの質を担保する取り組みが進んできている。自治体に移った子どものケースとして、イギリスでは里親、日本では施設に措置された子どもたちには、社会的に阻害状況が生まれる。たとえば、学力、犯罪率あるいはキャリアを得る確率などが、普通の家庭に育った子どもたちと比べると非常に差が出ている。それを是正するとの認識から、質の向上が目指されている。つまり、今のサービスには問題があるという視点からチェックされている。我が国においても、イギリスでのACPC（地域子ども保護委員会）の例を参考に、児童相談所のチェック機能や岸和田事件の時に設置された特別委員会のようなものを常設化していくことが必要となっている。

本来、審議会に新たな制度を提案していく機能があるのだろうが、なかなか理念では動かない。現状を守る機関になっている。日本ももう少し道理が通る社会になるといいのだが、閉塞感がある。

IV. その他

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

将来的には、虐待対応の専門相談機関を設ける必要があると考える。「虐待予防対応センター」もしくは「子どもの人権擁護センター」のような名称の、要保護性の高い事例をもっぱら扱う、別の「児童相談所」を作るべきではないか。その際には、現在の都道府県・指定都市の児童相談所をそちらに移行させることを検討すべきであろう。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

東京都では、児童相談所の中に施設と家庭のつなぎ役として機能する家庭相談員（非常勤）を配置している。公的な機関でもこのような人が出てきている。公だけでは対応しきれないケースは多く、児童自立支援施設でもそうだが、他職種との連携が必要であり、ソーシャルワーク的な機能を持たせなければならない。施設の職員もソーシャルワーク的な視点やネットワークづくりの視点が少ないと感じている。施設職員がソーシャルワーク的な視点を持つように働きかけていくことで、ネットワークが可能となってくるのではないか。

以前、施設入所している子どもの内申書の書き方について中学校の先生が電話で尋ねてきたことがあった。電話で説明を受けたが、わからなかったためにその先生は施設に聴きにいられた。対応した職員がその先生に対して「さっき電話で説明したのに、なぜ来たのか」と詰問することがあった。こういう対応はどうかと思う。相談機関だけではなく、施設など子どもたちの受け皿となる機関がソーシャルワーク的な視点をどう養っていくことができるのか、が相談体制にも影響してくる。ネットワークを作ることは自分たちが行っていることをオープンにすることである。その辺りの度量が問われる。

神戸の少年Aが中等少年院で処遇を受けたとき、いじめがあったことを法務省が開示している。福祉機関では難しいかもしれない。機関ができていないことをきちんと伝えることは大事なことである。どこかの特定の機関がスーパーマン的にやるのではない。そう考えると児童相談所は自分たちが「できない」ことを、どこで、どのようにオープンにしているのかが心配である。児童相談所がカプセル化することがあってはならない。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

【子ども家庭サービス法の制定】

児童福祉法と児童虐待防止法が別々にふたつあるのはおかしいので、「子ども家庭サービス法」として一本化すべきであると考え。虐待に関して児童福祉法第34条と、児童虐待防止法にそれぞれ虐待の定義があるのはおかしいし、児童養護施設の設置目的の「虐待等」は昭和8年の児童虐待防止法の「虐待」を指しているなど、矛盾が多すぎる。一回すべてリセットして、子どもと親に対するサービスを定める「子ども家庭サービス法」として新たに作り直すことが望ましい。そしてその際

には、日弁連が指摘しているように、第1条の中に「子どもの最善の利益」の文言を入れるべきである。

【警察、家庭裁判所との権限分担】

今はあまりにも児童相談所に権限が集中しすぎているため、児童相談所、警察、家庭裁判所がきちんと権限を分担すべきであると考えます。北米のように、家庭裁判所が親権を一時停止しグループホーム等への入所・退所を決めるというやり方が、児童相談所も働きやすくなる。現在のように、介入、保護、親の治療をすべて児童相談所が担うのは無理がある。児童相談所は子どもと親へのソーシャルワークを中心に担っていくべきである。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

本来ならば積み上げ・改善型の制度改正が必要なのに、最近では制度そのものを壊して、その上に新しいものを作るような改正が目立つ。虐待への対応にしても、児童福祉法の運用を改善していくことでカバーできる部分が相当あるにもかかわらず、児童虐待防止法ができた。ところが、それで何かが変わったかというところでもない。現行制度の運用（例：児童福祉施設の国庫補助や児童相談所の設置基準）をレベルダウンさせておいて、それでうまくいかないから新しい制度を作ろうとする昨今の動きに対しては懐疑的である。

ただ、今のこの法改正等の動きは、日本の社会保障・社会福祉システムそのものの大きな流れの中に位置づけられているので、児童相談・児童福祉というレベルで議論をしても、その流れの中でもっていかれてしまう部分がある。それはある種、我々の無力感にも通じるものがある。こうした大きな流れに抗しながら、児童福祉施設や児童相談所の復権を図ろうとするのは並大抵のパワーではない。そこに研究者としての葛藤がある。

市町村が児童相談を行うことに対しての危惧を感じているが、今きちんとそのことを議論すれば実際に運用してみて不備が出てきた場合、家庭児童相談室を整備・充実する方向に行ったり、人が足りないからその確保のための予算獲得運動を国に対して行っていったりということに繋がるかもしれない。そのためにも研究者が発言していく必要がある。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

【施設と児童相談所の関係】

施設にファミリーソーシャルワーカーを置く動きがあるが、本来は児童相談所がやるべき仕事である。引き離れたときのフォローアップがいる、施設が一杯で回転させないといけないが、出す方と入れる方でうまく回転しないと資源として役立たないという発想だ。

しかし、日本では入所施設が児童福祉システムの中核機関になっている。施設は本来ケアワークである。ケアワークのところに、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書で出されているような、相談に関する役割を多く置くのはおかしい。本来、児童相談所にその役割を置くべきである。相談機能は児童相談所の方が充実し、中心にならなければならない。

ファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童福祉の現場機関において施設にますますウエイトを置く引き金になることも懸念する。施設は本来自分の機能をわきまえないといけない。今までも施設長がどんどんメンタルヘルスの支援や家族調整を行っているところもあった。一つひとつみると、そういう仕事に重点的に関わる職員を置くのは意味がある。あるいは、施設の方から里親に出すために、養子縁組に向けてのファミリープレイスメントワーカー的役割を行うのは意味がある。また、ファミリーソーシャルワーカーはアフターケアのために機能していくことが望ましいと考える。

ただ、日本の場合は施設中心で進んできており、児童相談所が施設をコントロールしていなかった。丸投げで、施設では児童相談所がすべきことのかなりの部分を代替的にやっていた。ファミリーソーシャルワーカーの配置の流れはこの傾向を肯定している。

イギリスは完全に施設はケア資源にすぎず、かつ縮小化しており、児童相談所がコントロールしている。施設ケアそのものが小規模化することは構わないが、それは50年前の発想で1940年代の世界の課題だった。まさに、失われた半世紀である。

児童ソーシャルワークとケアワークを分けなければならない。日本の場合、ケアワーク＝児童福祉事業だった。施設中心だったから児童ソーシャルワークが欠落してもやれてきていた。児童福祉は戦後半世紀、ケアの資源論だった、90年代からニーズ発生原因論なりニーズ発生防止論が起り、やっとなら問題発生論から資源論まで全体を視野に入れるようになってきた。パラダイム転換である。

【児童福祉司の専門性について】

現在、ヒューマンサービス有資格者なら誰でもなれる方向に向いている。実際の大学教育のプログラムと現場にはギャップがあるので、現状ではやむを得ない。現行の福祉系大学への挑戦ではないかと思う。現行の福祉系大学のトレーニングはソーシャルワークトレーニングではない。社会科学の勉強プラス福祉要素である。児童福祉司は自動的になれるのではなくてそれ相応の研修を義務づける形が望ましい。イギリスでもソーシャルワークのコースには看護師・保健師経験者が非常に多い。

現行では、トレーニングを義務付けることによって力量を保持するしかない。ケアマネジャーとは様々な分野が参入した点では似ているかもしれないが、お金を動かすことが中心で人間の価値観が入ってこない点は違うし、事業所所属でもいいという状態とも違う。

【施設と里親について】

養育に関しては、里親の方がずっといろいろ実践しているのに、施設から指導を受けるというのはおかしい。本当に子どものニーズで苦勞しているのは里親である。日本は施設中心で展開しており、職員は里親のような役割を果たせぬ労働者である。施設は思春期のセラピーの必要な子どものみというのが欧米のやり方である。

専門里親は失敗だと思う。専門里親とは本来、障害等特別なニーズを持つ子どもたちへの専門的技術をもった里親さんという位置づけである。だから、障害、非行、エイズの子などを給料をもらってケアする。しかし日本では、被虐待児と限定してしまった。これは預ける親の側からすると、

被虐待児とレッテル貼られるのが嫌で、施設を希望することになる。また里親では子どもを取られてしまうという二重にも不利な状況となった。唯一よかったのは、専門里親のトレーニングを初めて国が統一して行ったことである。そして、それが普通の里親一般の訓練にも必要と認知されつつある。里親さんの力量は別として制度として非常に不十分である。

専門里親は特別なニーズをもっている、特別なケアを必要としている子どもたちを担当する人で専門職員並みの報酬をもらえるような位置づけをしなければならない。日本のように9万円では、スペシャリスト里親にならない。海外では40万、50万の給料もらっている人がいる。イギリスでは、スペシャリスト里親、ちょっと難しい子を預かる里親、一般里親の3段階あって、すべて報酬が違う。一応日本も専門里親は一般里親よりも報酬が高いが、里親制度に力を入れているとは言い難い。ボランティア活動の位置づけである。

【根本的なこと（子どもの権利条約等）】

子どもの権利条約20条に合う形で本来は法改正しなければならないし、施設ケアと里親ケアの優先性の問題は、社会的養護という場合には大前提にしなければならない。しかし、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書には、そのことは少しも触れられていないし、権利条約に少しも入っていない。児童養護施設・乳児院は永遠だというベースが暗黙にあり、なかなか変わらないところで、同報告書の不満な点である。なぜ子どもの権利条約20条を議論したのか疑問である。また、同報告書の虐待に関する認識も甘い。虐待は児童の人権侵害であると書いてあるが、虐待は犯罪、それも刑事犯罪である。権利侵害というのは狭い意味の福祉的発想であり、子どもに対する犯罪である。まだまだ父権主義的発想であり、すなわち大人が考えた子どものためにいいことを、という考えである。

権利条約の批准で何か変わると思ったが、変わらなかった。理屈として施設ケアがおかしいと言える人がいない。厚生労働省官僚が専門家でないために、施設経営者の意見に押される。イギリスや欧米の中央政府官僚は、専門家である。日本も戦後すぐに国がお金を出して公立施設でやっていたら世界の流れに沿って廃止にできたかもしれないが、実際、施設はほとんど民間である。イギリスは地方自治体の施設だったため廃止が実行できた。日本の児童自立支援施設は公立だが、そこでさえ、閉鎖できない現状だから非常に難しい。要は、子どものニーズ充足をめぐるシステムになっていないということだ。

改善していくには、資源配分の問題がある。総体としてお金をかけなさすぎである。高齢、障害であれば国会で議論されるが、子ども領域の議論はまともになされていない。さらに身近な地方自治でも問題になっていない。イギリスでは、地方議員が自分の（選挙区）地域の中で、どういう名の子どもたちが、何人里親委託されており、何人施設利用しているのか知らなければ通らない。各自治体として独自のカラーを出して対応する必要がある。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

「今回の法改正では児童虐待で小さな子どもを想定しているが、思春期の子どもに対応する施策

についてはいかがでしょうか」という質問に対して。

社会的養護のあり方のなかで、思春期の子どもへの対策も盛り込まれている。しかし、地域で生活している年長の子どもたちにとってはまずそこへ行って違和感がなく、面白くないと足を運ばない。居場所としてほっとできる場所を設定するとすれば、児童相談所という相談メインのところでは難しい。プレイルームにあるのがアンパンマンとドラえもんでは中高生は来ない。別立てのものを児童相談所の中に作るか、別の施設機関を作る必要があると思う。

一般的な年長児童に対する対応の他に、児童養護施設等をでて高校卒業後勤務して1年で辞める者とか、また中卒就労もあるので要養護的な年長児童はたくさんいる。自立援助ホームの拡充も必要である。社会的な網にひっかかってくると犯罪という風に考えてしまうが、非社会的な年長児童の方が主たるターゲットになっている。エネルギーのない子どもたちへの支援、いわゆるひきこもりの青少年への対応も考えていく必要がある。今、フリースペースそのものに出て来れない子どもたちも増えている。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

今後の児童相談体制のあり方として、一つだけ挙げるとすれば、最近当事者がスピークアウトしてきているので、当事者性というものをどこかへ入れておくということが必要である。

根本的に国親としてシステムができているので、当事者性をいれるのは難しいかもしれないが、実態として当事者は動いているし、政策の流れのようなものを動かしているということはある。社会的養護の方面から考えてみると、当事者の発言が解決に結びついているということもある。事実が先行して当事者性が発揮されていくのではないかと考えている。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

児童相談所の職権（介入型支援）に基づくかわりには限界がある。児童相談所は介入し、かつ援助するという役割を担っているが、その過程において家庭裁判所の関与がより必要である。十分な法的裏付けがないにもかかわらず、児童相談所が一身に責任を引き受ける現行の仕組みには問題がある。

こうした状況の中で児童福祉司の業務が過剰になり、児童相談所で継続的に勤務したいという職員が減少化傾向にある。

児童相談所業務の専門性の確立、体制整備については、都道府県自治体での格差が大きい現状を踏まえ、抜本的対策を講じる必要があるのではないだろうか。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

児童虐待防止法は、子どもの保護が中心になっています。そこは問題です。児童相談所は安全第一に子どもを保護するけれども、自分の居場所から離れて、児童相談所に来てよかったと思う子どもは、実は少ないんです。一時保護所では、外出もできないし、友だちにも会えない、学校にも

行けないわけです。施設に行けば、今までのつながりも切れてしまいます。子どもの保護ももちろん必要ですが、同時に保護者に対してそれなりの強制力がほしい。虐待防止の仕組みをもう少し考える必要があると思います。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

【虐待を予防していくために】

子どもの虐待予防という視点に立つと、子育てを始める大人の段階での対応では遅いのではないだろうか。子どもたちの成長プロセスで、大人との関係において自分が大事にされ、自分で考えて答えを出し、失敗したときはフォローしてもらえするという経験を積み重ねていくことが最大の虐待予防になる。成長のプロセスで失敗し、傷つくことは必要である。そういった体験から考え、どう修正して新しいやり方を身につけるか。それを安全な状況の中でやっていくことが大切になる。

虐待をする親は傷ついて成長してきている。その傷がケアされてきていないということが一番大きな問題である。子育ては失敗の連続だから子どもを傷つけるものである。子どもを傷つけたけれども、これはまずかったと感じて修正していったり、子どもと話し合っただけでフォローする。子どもは工夫をして変化しようとする親の姿を見ることになる。フォローと親の工夫が子どもの心のケアになり、傷として残らなければ虐待とはならないのではないだろうか。

一般には、虐待＝犯罪と捉えられている。実は虐待も人と人との関係性のなかで起こってくる一つのコミュニケーションと考えるので、違う形のコミュニケーションに転換できればいいと思う。そのように接することができる専門職が増え、身近なところで支えてもらえるような体制ができれば何よりだと考えている。中核市の児童相談所、市だけでなく、町村のレベルで家庭児童相談室を設置するなど、専門的な支援のできる組織がどんどん増えて欲しいと思う。

【介入と支援】

子どもの虐待の早期発見・早期介入についていうと、実務上、施設も一時保護所も空きがないという現状から慎重にならざるを得ない。よほどのことがない限り、強制介入できない。勇み足でも細かく引き上げて来ることができれば一番いいが、対応ができない。「命は大丈夫か？今でないとかあかんか？」というのが現実の対応となっている。それでも、施設に協力してもらって一時保護委託したりして対応していくのだが、介入後の親指導に当たる人員も足りないし、支援のノウハウも試行錯誤であり、職員も消耗していく。外部の人が聞いたらひどいと思うだろうが、そうならざるを得ないのが現状である。

介入時、親と対立することもある。対立の構図のなかでは対立しか伝わらないので仕方ないが、罰するのではなく子どもとの関わり方を変えてもらうための介入だということを、我々がどれだけ意識して粘り強く関わられるかが問われる。危険・危機・不安を親と機関がまず共有して、子育てにおける危険をいかに取り除いていくかが重要であって、それ以外の要因とを区別していく必要がある。人の生き様には幅があるし、家族なりの方法を尊重すべきところがたくさんある。二度と虐待にならないというところに支援を焦点化していくことが必要だと考える。

家族の解決の道筋は家族に教えてもらわないとわからない。こちらが仕立てて用意した形に家族をあてはめるのではなく、家族がもっているシナリオを形にする手助けをするのが本当の支援だと思う。そういうスタンスで関わっていく限り、家族は特異な解決の方法を出してはこない。家族がもつ力を使って、家族がどう変化したいのかという意向をつかみ、それが可能となるようにサポートすることが相談の原則なのではないだろうか。

児童相談所の実務として、虐待問題では、介入チームと支援チームと2本立てにしないことには対応が難しくなっている。それでは、アメリカ式に、機能を2つの機関に分離したほうがいいのかというと、現実的な対応としては、機能別に1階と2階に分かれていて組織は1つというのが一番いいのではないかと思う。介入チームと支援チームとの間に密接なコミュニケーションがあると、児童相談所は介入から支援に繋げることができる。実務の経験として、支援をしてきた親のなかには、介入はトラウマになったけれど、今の自分にたどり着く意味では過酷な試練だったんだと支援担当者にもらす人もいる。そういう意味からすると、傷つけた組織がその傷をケアすることが大切になっている。

【用語などの変更の必要性】

児童相談に関わる用語を変えていく必要がある。「処遇」「指導」などの言葉を別の言葉に変えていくほうがいいのではと考える。色々な領域(福祉、保健、医療、教育、警察、司法…)で言葉としては共通だが、その意味するところが異なるということが結構あるのではないだろうか。連携が叫ばれる中、言葉の持つ意味が共有できていないことでの行き違いで閉口することがある。

また、これは面白いと思うのだが、記録用紙とか調査票の様式を変えることによって意識、思考のプロセスも変わっていくことがある。リスクアセスメントの様式に記入をしていると家族をリスクで見る傾向が強くなる。インテークの用紙を元に調査しているとそこに書かれている項目以外の情報が集めにくくなってしまう。いい様式がいい思考を引き出すということも大切にしないといけないポイントではないだろうか。

【通告システムの弊害】

虐待と思われるのではないかという親の側のストレスの量は大きい。赤ん坊が泣き出したら窓を閉めるとか、押入れに一緒に入るとか、なんかおかしい感じがする。「虐待発見→通告」という広報は、虐待を取り締まりの対象とする世間の風潮を生んだ。意図は虐待になるような子育ては止めて、別の方法を身につけてもらいましょうというものだったはずだ。

隣で子どもが泣いていたら、児童相談所に通告するのではなく、どうしたのと声をかけ、自分にできる手伝いをするのが正常な社会なのではないだろうか。どんな社会を目指すのか、あまり明確に提示されていないと感じるときがある。

また、学校からの「通告」が頻発している。学校の対応の失敗かと思われるような通告もある。不登校の指導の行き違いで、学校と家庭が対立して子どもに会えないとか、今、児童相談所にしてもらうことはないけれど一応通告しておきますとかいうようなものである。岸和田事件以来、学校も過敏になっている。家庭やケースに対するリスクで通告しているわけではなく、短絡的に機関の

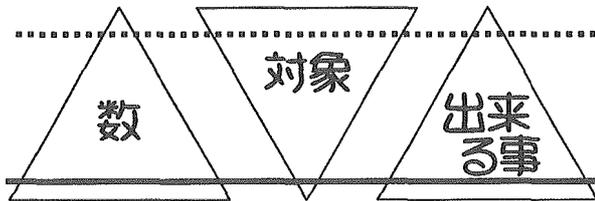
リスク回避、安心感を得るために通告してくるようなものもある。

もちろん児童相談所はどのような「通告」であれ処理していかないといけないのだが、調査し、情報を集めて、判断までもっていかなければならない。圧倒的に少ない職員ではとても処理できないが、問題がないケースではないから支援の手立てが不要というわけではなく、放って置いていいというものでもない。支援者としては辛い状況となる。

警察から非行児が身柄付き通告で緊急に保護されてくることも増えた。「家に帰ると親にしばかれる。家に帰りたくない」と言っている。虐待されることがわかっていて家には帰せないという。

あれもこれも児童相談所が処理してくれる。最終処分場という風潮でもあるのだろうか。学校の先生たちに話をするときに下に示したような図で話をすることがある。

児童相談所は図の破線（……）である。つまり、数も少ないし職員も少ないにもかかわらず、対象が多くてできることは限られている。学校は図の直線（—）として示すことができる。つまり、できることがたくさんあるのではないかと。



学校にしる、警察にしる、解決に向けた手立てを全く持っていないわけではないと思うので、是非とも協力して欲しいものである。

自分達の言うことを聞かない人はダメ、何としても言うことを聞かせるという論理がベースにあるように思う。また、多数の子どもを少数の大人がみるとなると、管理、支配という形になってしまう。そこのところを発達支援という形に変えていかなければならないのではないだろうか。

【調査に対する要望】

児童相談所は調査の多さに辟易している。なぜ研究者のために現場がこれだけ時間を割かなければならないのかと。時間を割いて回答してはいるものの、担当者に余裕がなく、きちっとした回答になっていない場合もある。そういう意味では、調査の精度は落ちるかもしれない。

せっきく調査をする以上、現場に役立つものをフィードバックしてもらいたいし、世間にアピールしてもらわないといけないこともあると思う。行政の直轄の本課は現場についてある程度理解してくれるが、人事や財政部門にもわかってもらえるように、世論づくりに力を貸してもらえればと思う。

ただでさえ時間がないのに、同じような調査が別の研究者からやってくる。関心を持っていただくのはありがたいが、問題点の指摘だけでは現場が疲弊するだけである。現状を打開する手がかりとして機能して欲しい。まるで、強制介入を受けているような気分になることがある。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

実務家は個々のケースに対して柔軟に、実態に即した対応すべき、規定や形式にこだわり、柔軟な中身が損なわれてはいけない。

今の動きに反対意見は多いが、大筋妥当ではないか。少年事件に関しても児童相談所と市町村の関係について、現場にいるときから発言してきた。大きな流れは、そういう実務者の声から変わってきたものである。ただ、このように変わってきた趣旨を理解した上で、新たに変わる体制を、どう内容を充実させ整備していくかが課題だ。形にこだわってはいけない、形骸化してしまう。各児童相談所や自治体が中身を充実する努力が必要である。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

28条の申し立てが2年となった。期間延長する場合は、再度家庭裁判所に申し立てを行い、その際に児童相談所が親に対して如何に指導をしてきたかが問われることになった。期限を設けたことはよかったが、現在では親指導、援助がどうあるべきかが明確になっていない。知事が指導を親に勧告できるとなっているが、児童相談所にその権限を委任したがついていない。知事は権限を委任し、しっかりとした方針を立てるべきである。

28条6項、家庭裁判所が必要としたとき保護者に指導をする旨を都道府県に勧告できるとされているが、保護者に勧告すべきである。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

【危機介入について】

社会保障審議会報告書の中で、児童相談所においては介入機能を強化することが必要だとあるが、それを今までの援助技法の中にどのようにうまく取り入れていくのか。今までの受容的な関わりを中心とした技法だけでは済まなくなっている。それについての新しい技法として、今までになかった原理原則も必要なのではないか。いわゆる「危機介入」であるが、危機介入は子どもを危機状況からまず離脱させなければならない、あるいは危機状況からまず救出し、その後全体的な調査や調整を進めなければならない。危険からの離脱の方が優先順位が高いはずである。そここのところをはっきりとさせるような取り組みが必要なのではないか。危機介入のための技術を磨き、設備を整え、そのための人員を配置することは大切だと思うが、法律の整備ももっと必要であろう。

規制緩和という流れがずっとあるが、安全とか権利擁護という問題に関しては、単純な「規制緩和」というものではなく「規制強化」とセットにしてもいいのではないかと考える。

「規制緩和」だけでなく、「規制強化」だってあっていいはずだと考える。

【児童福祉司の専門性について】

社会保障審議会の報告書と児童福祉法の改正に関しては、全体として評価しているが、「児童福祉司の任用資格のあり方」に関しては後退してしまったと感じている。社会保障審議会の報告を受けて、児童福祉司の任用資格を拡大して、保健師・助産師・看護師・保育士・児童指導員、教員など幅広い人材を登用できるようにするという考え方は、私自身は反対の意見である。それぞれの専門